

科学技術関係行政機構要綱（案）

自民党科学技術特別委員会

三〇、一、二、三四

行政審議会の答申を尊重して次のように要綱（案）を決定した。

一 科学技術庁の設置

科学技術庁を総理府の外局として設置し、これに原子力行政を含む科学技術行政（人文科学関係を除く。）を所掌させる。

二 任務及び権限

- 1 科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及びその推進にあたる。
- 2 科学技術に関する基本的な政策の総合調整を行う。
- 3 前記1及び2の対象については、自然科学に関するものに限る。
なお、大学における研究は原則としてその対象から除く。（講座研究及び基礎学理）
- 4 科学技術に関連する各省庁所管試験研究機関の経費及び試験研究補助金等に関する予算の要求及び施行について関係機関の意見を徴し総合調整を行う。
ただし予算の要求は、各省みずから大蔵省に対して行う。大蔵省は、右の予算査定に際しては科学技術庁の意見を尊重するものとする。
- 5 原子力平和利用に関連する各省庁試験研究機関の経費及び試験研究補助金等の予算は科学技術庁に一括計上し、必要に応じ各省庁の予算に移し替えるものとする。
- 6 研究の実施は、各省庁に属せしめることを適当としないものに限るものとし、航空技術、機械、電気、化学、材料、放射線総合医学等に関する研究にして、各省庁の専管で十分その機能を果しうるものは除きこれを実施する。
- 7 資源調査を行う。
- 8 特許、実用新案の審査に関するを行う。
- 9 原子力研究所、原子燃料公社及び株式会社科学研究所を監督する。
（5の材料を研究する機関が国立の機関とならない場合はこれをも含む。）
- 10 試験研究の助成業務は、各省庁に固有のものを除き、多数部門の総合協力を要する研究及び関係各分野に広く共通する研究の振興に關係ある事項に限って行う。
- 11 所管事項に関する調査及び内外の科学技術に関する資料の収集、分析を行い、かつ、それらの結果を一般の利用に供するとともに科学技術の向上、普及を図る。

三 組織

- 1 科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、國務大臣をもつてあてる。
長官は、科学技術の振興のため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、かつ、科学技術に関する当該行政機関の重要所管事項について勧告できる。なお、勧告に基づき当該行政機関のつた措置については、報告を求めることができる。

長官は、科学技術に関する重要事項について、当該行政機関の長に対し、内閣総理大臣の指示を必要とするときは、その発動に関し、内閣総理大臣に対し申請をなしうるも

のとする。

科学技術庁に、政務次官のほか、その任務及び権限の重要性にかんがみ、特に副長官を置く。

科学技術庁に、特に科学審議官若干人及び科学研究官若干人を置く。

科学技術庁に顧問及び参与各若干人を置く。

内部部局として長官官房（官房長を置く。）のほか、その分掌事務の重要性にかんがみ、部に代え特に次の五局を置く。

企画調整局

発明審査局

原子力局

資源局

調査普及局

科学技術庁に次の附属研究機関を置く。

航空技術研究所

機械研究所

電気研究所

資源調査所（資源部、地質部）

化学研究所

材料研究所

放射線医学総合研究所

長官の諮問機関として次の審議会を置く。

科学技術審議会

航空技術審議会

資源審議会

四 原子力委員会

原子力委員会の庶務は、科学技術庁において処理する。

五 科学技術庁の新設に伴う措置

一 関係行政機構の重複をさけるため、これらについて所要の改組を行う。

（イ）科学技術庁の新設に伴い、通商産業省、特許庁から発明審査部門を移管し、また前記附属研究機関の新設に伴い、通商産業省から機械試験所、電気試験所の基礎研究部門を移管する。

（ロ）航空技術審議会及び航空技術研究所を総理府より移管する。

（ハ）資源調査会を廃止する。

（ニ）科学技術行政協議会は存置し、科学技術庁の新設に伴い必要な権限の調整を行う。

二 科学技術庁の定員は、関係行政機関の定員の振替によつて充足し、新規増員は極力抑制する。

科学技術庁機構図

